

東日本大震災等に係る避難者支援策一覧（市HP掲載内容）

支援項目	支援名	内容
住まいに関する支援	市営住宅の提供 （豊岡市の制度）	<p>東日本大震災等による災害救助法の適用地域から豊岡市への避難者で、り災証明等により被害が確認できる方については、市営住宅を入居から6ヶ月間（最長2年間まで）無償で提供します。</p> <p>市営住宅 19戸（H23.4.1現在） 市営住宅入居の条件等（リンク設定）…別紙1</p> <p>お問合せ 建築住宅課 住宅管理係 TEL0796-21-9018</p>
	民間住宅の提供 （豊岡市の制度）	<p>東日本大震災等による災害救助法の適用地域から豊岡市への避難者で、り災証明等により被害が確認できる方については、市内に住宅を所有されている方々の協力で、民間住宅を提供します（一部無償物件有り）。</p> <p>提供住宅 アパート、戸建住宅等 入居の条件等（リンク設定）…別紙2</p> <p>お問合せ 建築住宅課 住宅管理係 TEL0796-21-9018</p>
くらしに関する支援	避難者支援金 （※豊岡市の新たな制度）	<p>東日本大震災等による災害救助法の適用地域から豊岡市への避難者で、1ヶ月以上居住することとなった次の世帯を対象に、1世帯10万円（単身世帯は5万円）の避難者支援金の給付を行います。</p> <p>対象期間 平成23年9月30日までに豊岡市へ給付を申請した世帯 対象世帯 (1) 住宅の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被害を受けた世帯 (2) 主たる生計維持者が死亡し又は重症を負った世帯 (3) 主たる生計維持者の行方が不明である世帯 (4) 東京電力福島第1・第2原子力発電所の事故により、内閣総理大臣の避難指示を受け、若しくは原子力災害対策本部長の指示計画的非難区域又は緊急時非難準備区域とされた地域に居住していた世帯</p> <p>給付の要件等（リンク設定）…別紙3</p> <p>お問合せ 社会福祉課 地域福祉係 TEL0796-24-7033</p>
	生活福祉資金 （緊急小口資金）の貸付 （社会福祉協議会の制度）	<p>東日本大震災等で被災した世帯を対象に、無利子、連帯借受人・連帯保証人は不要で特例貸付を行います。</p> <p>貸付額：原則10万円以内で、次の場合は20万円以内（万円単位）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯員の中に死亡者がいるとき</li> <li>・世帯員に要介護者がいるとき</li> <li>・世帯員が4人以上いるとき</li> <li>・重傷者、妊産婦、学齢児童がいる世帯で特に必要と認められる場合</li> </ul> <p>据置期間：原則6ヶ月以内（最大6ヶ月延長可能） 償還期限：借入額が10万円以下は1年以内、11万円以上は2年以内</p> <p>お問い合わせ 豊岡市社会福祉協議会 中央センター TEL0796-43-1333</p>

	<p>城崎温泉外湯 優待入浴券の 交付 (豊岡市の制 度)</p>	<p>東日本大震災等による災害救助法の適用地域から豊岡市へ避難する世帯に対し、城崎温泉の外湯を無料で入浴できる優待券(最長平成23年9月30日まで)を交付します。</p> <p><u>交付の条件等(リンク設定)</u>…別紙4</p> <p>お問合せ 城崎総合支所 温泉課 TEL0796-21-9070</p>
	<p>コウノトリ但 馬空港の運賃 助成 (豊岡市の制 度)</p>	<p>東日本大震災等による災害救助法の適用地域から豊岡市への避難者には、平成23年9月30日まで、豊岡市民と同様にコウノトリ但馬空港の運賃助成を実施します。</p> <p><u>運賃助成手続き等(リンク設定)</u>…別紙5</p> <p>お問合せ 都市整備課 交通政策係 TEL0796-23-1712</p>
<p>子育てに関する 支援</p>	<p>保育所の利用 (豊岡市の制 度)</p>	<p>東日本大震災等による災害救助法の適用地域から豊岡市への避難者で、豊岡市内に1ヵ月以上滞在するときは、本市に居住している方と同様、保育所入所申込を受付けます。</p> <p>お問合せ こども育成課 幼保支援係 TEL0796-22-4452</p>
	<p>保育所保育料 の減免 (※豊岡市の 新たな制度)</p>	<p>東日本大震災等による災害救助法の適用地域から豊岡市への転入者で、次の世帯を対象に、平成23年度内の6ヶ月間を限度として、保育料の全額を免除します。</p> <p>なお、6ヶ月間を超える保育料については、通常の減免規定が適用されます。</p> <p>また、転入手続きをされていない避難者については、避難前の住所地の市町村の保育料の減免規定によることとなります。</p> <p>対象世帯 上記「避難者支援金」と同じ</p> <p>お問合せ こども育成課 幼保支援係 TEL0796-22-4452</p>
	<p>幼稚園保育料 の減免 (※豊岡市の 新たな制度)</p>	<p>東日本大震災等による災害救助法の適用地域から豊岡市への避難者及び転入者で、次の世帯を対象に、平成23年度内の6ヶ月間を限度として、幼稚園保育料の全額を免除します。</p> <p>なお、6ヶ月間を超える保育料については、通常の減免規定が適用されます。</p> <p>対象世帯 上記「避難者支援金」と同じ</p> <p>お問合せ こども育成課 幼保支援係 TEL0796-22-4452</p>
	<p>就学援助 (※豊岡市の 新たな制度)</p>	<p>東日本大震災等による災害救助法の適用地域から豊岡市への避難者で、次の世帯の児童生徒が1ヶ月以上市内の小中学校に通う場合、保護者の申請により手続きを簡略化し認定します。</p> <p>対象期間 平成23年9月30日までの申請</p> <p>対象世帯 上記「避難者支援金」と同じ</p> <p>援助の内容 学用品費(定額)、給食費(全額)等</p> <p>お問合せ こども教育課 学務係 TEL0796-23-1451</p>

	<b>放課後児童クラブ利用料の減免</b> <b>(※豊岡市の新たな制度)</b>	<p>東日本大震災等による災害救助法の適用地域から豊岡市への避難者及び転入者で、次の世帯を対象に、平成 23 年度内の 6 ヶ月間を限度として、利用料の全額を免除します。</p> <p>なお、6 ヶ月間を超える利用料については、通常の減免規定が適用されます。</p> <p>対象世帯 上記「避難者支援金」と同じ</p> <p>お問合せ こども育成課 こども育成係 TEL0796-29-0053</p>
	<b>子育てセンターの利用</b> <b>(豊岡市の制度)</b>	<p>東日本大震災等による豊岡市への避難者に対し、市内 6 ヶ所の子育てセンターでの子育て中の仲間づくりや交流、子育てに関する相談が可能です。</p> <p><u>市内子育てセンター(リンク設定)</u>…別紙 6</p> <p>お問合せ こども育成課 こども育成係 TEL0796-29-0053</p>
<b>医療に関する支援</b>	<b>国民健康保険税の減免</b> <b>(※豊岡市の新たな制度)</b>	<p>東日本大震災等による災害救助法の適用地域から豊岡市に転入し、国民健康保険に加入された被災者の方で、次の世帯を対象に、平成 23 年度内の 6 ヶ月間を限度として、保険税を全額免除します。</p> <p>なお、6 ヶ月間を超える保険税については、通常の減免規定が適用されます。</p> <p>対象世帯 上記「避難者支援金」と同じ</p> <p>お問合せ 税務課 市民税係 TEL0796-21-9045</p>
<b>福祉に関する支援</b>	<b>障害者サービス</b> <b>(国の制度)</b>	<p>東日本大震災等に関連し、障害者サービスに係る弾力的措置が行われますので、詳細は市社会福祉課までお問合せください。</p> <p>お問い合わせ 社会福祉課 障害福祉係 TEL0796-24-7033</p>
	<b>被災者受入れ</b> <b>(社会福祉法人あまのほ「ケアハウス楽々むら」)</b>	<p>東日本大震災で被災し、豊岡市に避難される方で、概ね 60 歳以上のほぼ自立されている方を、年内無料で受け入れています。</p> <p>お問い合わせ 社会福祉法人あまのほ「ケアハウス楽々むら」 TEL0796-32-0181</p>
<b>仕事に関する支援</b>	<b>就職相談</b> <b>(豊岡市の制度)</b>	<p>東日本大震災等で被災し、豊岡市の企業等に就職を希望される方の就職相談・職業斡旋を行っています。</p> <p>お問合せ 経済課経済係内「ジョブ・サポ豊岡 (豊岡市無料職業紹介所)」 TEL0796-21-9008</p>
	<b>就職受け入れ</b> <b>(社会福祉法人さいか「楓の杜」)</b>	<p>東日本大震災等で被災し、豊岡市に避難する方の家族単位の就職も受け入れています。</p> <p>施設：高齢者福祉施設、しょうがい者就労支援施設、居宅支援事業所 募集：介護、調理、看護職等</p> <p>※上記福祉に関する仕事以外でも可能ですので、まずはご相談ください。</p> <p>お問合せ 社会福祉法人さいか 総務 TEL0796-48-0101</p>

## **用語説明**

### **東日本大震災等：**

東北地方太平洋沖地震、長野県北部地震、福島第1・第2原子力発電所事故を言います。

### **災害救助法の適用地域：**

#### **東北地方太平洋沖地震関係**

岩手県（全34市町村）、宮城県（全35市町村）、福島県（全59市町村）、茨城県（37市町村）、青森県（2市町）、栃木県（15市町）及び千葉県（8市区町）において、東北地方太平洋沖地震により災害救助法の適用を受けた地域に居住していた方を言います。

なお、東京都についても災害救助法が適用されていますが、「大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う」ことが目的のため、豊岡市が行う避難者支援の対象外とします。

#### **長野県北部地震関係**

長野県（1村）、新潟県（3市町）において、長野県北部地震による災害救助法の適用を受けた地域に居住していた方を言います。